

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【公開番号】特開2008-229841(P2008-229841A)

【公開日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【年通号数】公開・登録公報2008-039

【出願番号】特願2008-68684(P2008-68684)

【国際特許分類】

B 2 3 H	9/14	(2006.01)
C 2 5 F	3/00	(2006.01)
C 2 5 F	7/00	(2006.01)
B 2 3 H	3/04	(2006.01)
F 0 1 D	5/18	(2006.01)
F 0 1 D	9/02	(2006.01)
F 0 2 C	7/00	(2006.01)
F 0 2 C	7/18	(2006.01)

【F I】

B 2 3 H	9/14	
C 2 5 F	3/00	C
C 2 5 F	7/00	S
B 2 3 H	3/04	A
F 0 1 D	5/18	
F 0 1 D	9/02	1 0 2
F 0 2 C	7/00	D
F 0 2 C	7/18	A

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月11日(2011.3.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの非絶縁セクションを備えた電極と、

前記電極の少なくとも1つのセクションを実質的に囲む絶縁材と、を含み、

前記電極がスタート孔内に挿入されて、第1の断面積を有する少なくとも1つの第1のセクションと第2の断面積を有する少なくとも1つの第2のセクションとによって形成された孔を形成する、

電解加工(ECM)装置。

【請求項2】

前記電極が、該電極を実質的に囲んだ複数の絶縁セクションをさらに含み、

前記電極の非絶縁セクションが、該電極の各一対の隣接する絶縁セクション間で延びる

、
請求項8記載のECM電極。

【請求項3】

前記電極が、複数の第1のセクションと複数の第2のセクションとを有する孔を形成し

、

各第 1 のセクションが、一対の隣接する第 2 のセクション間に形成される、
請求項 1 又は 2 記載の E C M 電極。

【請求項 4】

前記電極が、該電極の非絶縁セクションから放電された電流を用いて前記孔の各第 2 のセクションを形成する、請求項 1 から 3 のいずれかに記載の E C M 電極。

【請求項 5】

前記電極が、前記孔の第 1 セクションの断面積よりも大きい断面積を有する該孔の第 2 のセクションを形成する、請求項 1 から 4 のいずれかに記載の E C M 電極。

【請求項 6】

前記電極が、その中を通して電解質流体を循環させて前記スタート孔から材料を取り除くのを可能にする、請求項 1 から 5 のいずれかに記載の E C M 電極。

【請求項 7】

前記電極が、タービンエンジン構成部品内に冷却孔を形成するように構成される、請求項 1 から 6 のいずれかに記載の E C M 電極。

【請求項 8】

タービンエンジン構成部品内に孔を機械加工するためのシステムであつて、
電解加工 (E C M) 装置を含み、該電解加工 (E C M) 装置が、
少なくとも 1 つの非絶縁セクションを備えた電極と、
前記電極の少なくとも 1 つのセクションを実質的に囲む絶縁材と、を含み、
前記電極がスタート孔内に挿入されて、第 1 の断面積を有する少なくとも 1 つの第 1 のセクションと第 2 の断面積を有する少なくとも 1 つの第 2 のセクションとによって形成された孔を形成する、
システム。

【請求項 9】

前記電極が、該電極を実質的に囲んだ複数の絶縁セクションをさらに含み、
前記電極の非絶縁セクションが、該電極の各一対の隣接する絶縁セクション間で延びる、
請求項 8 記載のシステム。
【請求項 10】
前記電極が、複数の第 1 のセクションと複数の第 2 のセクションとを有する孔を形成し、
各第 1 のセクションが、一対の隣接する第 2 のセクション間に形成される、
請求項 8 又は 9 記載のシステム。